

新宿区教育委員会会議録

平成17年第6回定例会

平成17年6月3日

新宿区教育委員会

平成17年第6回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成17年6月3日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時07分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	櫻 井 美紀子	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	内 藤 頼 誼	委 員	木 島 富士雄
教 育 長	金 子 良 江		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中央図書館長	小 柳 俊 彦
教育政策課長	鴨 川 邦 洋	教育指導課長	木下川 肇
学校運営課長	杉 原 純	教育環境整備課長	木 村 純 一
生涯学習振興課長	赤 羽 憲 子	生涯学習財団 担当 課 長	小野寺 孝 次

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教育政策課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 議案第42号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第2 議案第43号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

### 報告

- 1 平成16年度新宿区生涯学習財団事業実績報告及び収支決算について（生涯学習財団担当課長）
- 2 新宿区生涯学習財団経営改革計画について（生涯学習財団担当課長）
- 3 平成16年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について（教育政策課長）
- 4 平成18年度使用中学校教科用図書採択にかかわる請願等の扱いについて（教育指導課長）
- 5 その他

開 会

櫻井委員長 ただいまから平成17年新宿区教育委員会第6回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いいたします。

議案第42号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

櫻井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第42号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案第42号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、お手元の資料、第6回教育委員会定例会議案の概要の方をまず御覧いただきたいと思います。

第42号議案について御説明いたします。

件名は、「新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。概要でございますように、行政事件訴訟法が改正をされまして、一部教育委員会の規則についても改正する必要が出てまいりました。中身としましては、処分を行った場合の教示について、新たに文言を書き加える必要が出てまいりましたので、改正をいたします。この区なり教育委員会が、取消訴訟を起こすことができる処分をする場合でございますが、その相手方に対しまして、その処分の取消訴訟の対象、区あるいは教育委員会、この場合区になります。被告とすべき者、だれを訴えたらいいのか、それからいつまでに訴え出るのが、そういったものを書面で教示することになっております。これに伴いまして、区の教育委員会の方で該当いたしますのは、この幼稚園教職員の期末手当に関する規則の中に一部、一時差止処分を行った場合に取消訴訟を提起することができることになっておりますので、その場合について、差止処分をした場合には、教示ができるということを加えて、この様式で修正をしているところでございます。

通常、この期末手当の一時差止処分というのは、ちょっとわかりにくいんですが、例えば在職期間中に犯罪等を起こして、その後離職した場合、その後、その犯罪が退職中に起こさ

れて起訴されたとか、そういったことがわかった場合について、例えば6月15日ごろやめた場合に、6月1日に在職をしていれば6月30日に支給されるわけですね。それは、やはり犯罪者、まあどうなるかわかりませんが、起訴等をされた場合については、刑が確定するまで、やはり支給しない方がいいだろうということで、平成10年ごろから始まった制度でございますが、こういった差止処分ができるということに対して、そういった処分をする場合には、こういう取消訴訟ができますよということを教示しなければならないと、そういうことでございます。

ちょっと議案の方を見ていただきたいんですが、1枚めくっていただきまして、規則中に、これは教示そのものは書面でいたしますので、その2号様式の方でございますが、2号様式を当てはめると。それと、これにあわせまして、この機会に「殿」を「あて」に、あるいは「殿」を「様」という形で改めるものでございます。

1枚めくっていただきまして、これは一時差止処分書でございます。その中で教示をするということですね。上の方が一時差止ということがありまして、従前、審査請求をできるということに対しては教示をする必要があって、それを入れておりましたが、真ん中辺のなお書き以下について新たにつけ加えております。

これを、もう1枚めくっていただきまして、現行と改正がそれぞれ左側と右側に出ておりますが、右側の方が、この最初の1枚目は「殿」を「あて」に直した文言整理でございます。

その裏でございますが、見ていただきますと、現行の一時差止処分書が御覧のとおりになっております。今までは、不服申立てをすることができるということに加えまして、右側の改正の方では、「また」以下ですね、この処分に対して、起算して6カ月以内に新宿区を被告として、取消しの訴えを提起することができる旨の中身の教示をつけ加えたものでございます。

もとに戻っていただきまして概要の方ですが、2としまして、ちょっと今、中で御説明しましたが、通知書等の1号、2号、4号様式について、敬称の表示を改めるということで、これは行政事件訴訟法の改正に伴うものではございませんで、区としては、全体のそういった規則の中で、あるいは文書、一般的な文書に関しましても、敬称についてはこういうふうに変更しておりますので、この規則についても、この際こういう形で改めるという文言整理でございます。

以上でございます。

櫻井委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をお願いいたします。

いかがでしょうか。

内藤委員。

内藤委員 この行政事件訴訟法の一部改正に伴う、これはまあ新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則にこれを適用するというので、結構ではないでしょうか。

あえて言えば、処分を受けた者というか、通知を受ける人を今まで「殿」だったのを「様」に直すというのが目を引きますが、これも新宿区の規則全体でそういうふうにしていくということであれば、ここでとりたてて議論すべきことでもないと思います。結構だと思います。

櫻井委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第42号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 それでは、議案第42号は原案のとおり決定いたしました。

議案第43号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

櫻井委員長 次に、「日程第2 議案第43号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を議題とします。

では、議案第43号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、同じように議案の概要を御覧いただきたいと思います。

「第43号議案 教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」ということでございます。

これは概要の右側でございますように、新宿区立の図書館の図書資料の貸出しに関する事務を新宿区立男女共同参画推進センター、これは曙橋の方にございますが、ここの職員に補助執行させる必要があるため、規則を改正するものでございますが、中身としましては、図書館の情報システムを、現行の情報システムを利用いたしまして、新宿区立男女共同参画推進センターの蔵書とそれから区立図書館の図書資料の個人貸出しを、この男女共同参画推進センターと区立図書館において実施するというので、男女共同参画推進センターの情報コーナーにはかなりの女性関係の図書がございまして、ここで貸出しをやっているわけですけども、ここから図書館の資料の貸出しをする、あるいは区立図書館で男女共同参画推進セ

ンターの蔵書について貸出しを受け付けるというような、相互乗り入れの形で実施するものでございます。

この実施のためには、相互に権限に関する事務について補助執行させる旨を規定するわけですが、教育委員会といたしましては、教育委員会の権限に属する区立図書館の図書の貸出しに関する事務を、区長部局の区立男女共同参画推進センターの職員に補助執行させるという必要がございますので、こういった規則を改正いたします。

それぞれ地方自治法に規定がございますが、教育委員会の補助執行の委任に関しましては、地方自治法の187条の規定にございまして、教育委員会に属する事務を区長の補助機関たる職員に補助執行させることにつきまして、先日、区長部局の方と協議が整いましたので、規則を改正するものでございます。これは、3条の表の方に補助執行させる事務職員を加えるということで、御覧の表のとおりでございますが、議案の方をちょっと御覧いただきたいと思えます。

1枚めくっていただきまして、議案がございますが、これは今申し上げたところですが、裏面の方を御覧いただきたいと思えます。改正後の第3条については、この委任及び補助執行に関する規則の中で、従前は幼稚園教職員の給与、旅費、あるいは福利厚生とか公務災害に関することに関しまして、総務部職員に補助執行させる旨の規定だけがございましたが、この3番目といたしまして、今の区立図書館の図書資料の個人貸出しを男女共同参画推進センターの職員に補助執行させることができる規定をつけ加えるということでございます。

この規則につきましては、平成17年6月25日から施行するものでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。御意見、御質問ございませんか。

この改正後と現行というのは、いつも同じ右なら右、左なら左にしていきたいです。

教育政策課長 そうですね。はい、わかりました。

櫻井委員長 いかがでしょうか。何もございませんか。

これはこの部分を加えるだけということですね。よろしいでしょうか。

御意見、御質問がなければ、「議案第43号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第43号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告1 平成16年度新宿区生涯学習財団事業実績報告及び収支決算について

報告2 新宿区生涯学習財団経営改革計画について

報告3 平成16年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について

報告4 平成18年度使用中学校教科用図書採択にかかわる請願等の扱いについて

報告5 その他

櫻井委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

ここで、本日は生涯学習財団担当課長が、次の公務のため途中退席をしますので、先に報告1及び報告2について一括して説明を受け、質疑を行い、その後、報告3及び報告4について一括して説明を受け、質疑を行いたいと思います。よろしいですね。

それでは、生涯学習財団担当課長から説明をお願いいたします。

生涯学習財団担当課長 それでは、5月31日の日に生涯学習財団評議委員会並びに理事会において、承認、議決を得ましたので、平成16年度新宿区生涯学習財団事業実績報告並びに収支決算、それから2番目の新宿区生涯学習財団経営改革計画につきまして、一括して御説明をさせていただきたいと思います。

まず、きょうお手元に御配付の青い冊子の「事業実績報告及び収支決算」を御覧いただきたいと思います。

大変内容が多岐にわたっておりまして、ボリュームもございますので、ここにとじ込んでございます5ページ、6ページに当該年度における主要事業等につきましてまとめたものがございますので、これらに基づいて御説明をさせていただきます。なお、当該年度につきましては、16年度の事業計画がおおむね滞りなく実施できたことを、まず御報告いたしておきたいと思います。

それでは、5ページでございます。

ここに記載されてございますのは、生涯学習財団寄付行為の条項の順序に従って書かれたものでございます。なお、この主要事業につきましても、後ほど具体的には帳票等をあわせて御覧いただきたいと思いますので、簡単に御説明をいたしたいと思います。



まず第1番目でございますが、次世代を担う子供の育成ということで、部活動再編事業という事業を当該年度の新規事業として実施いたしました。中学校13校の校長あてにアンケートを実施し、部活動をめぐる各校の実情並びに今後の支援策等の要望についてまとめたものでございます。今年度、このまとめに従いまして、中学校長会を中心としたところとの具体的な協議を行い、また教育指導課との連携を保ちながら、部活動が活性化するような支援策の具体化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次の総合型地域スポーツ・文化クラブの創設でございます。当該年度までは、財団は利用者団体のコーディネーター役を担ってきたわけでございますが、これは17年度から、実際、小学校校庭開放等の団体等につきましては、財団に窓口が一本化されたということから、今年度は、その団体間の横の連携をつくりながら、新宿区の実施計画にあります19年度ごろには、モデル地区というようなものの創設に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

次の生涯学習指導者・支援者バンクでございます。人材はこれだけいるわけでございますけれども、その活用が十分でなかったというふうなことがございますので、財団事業を中心としたところから手始めに、各地域団体等で御要望のあるところにはきちんと派遣をし、地域に役立つと同時に、指導者・支援者の活躍の場を設けていく必要があると思います。現在、この年度末におきましては、生涯学習支援者については99件と、それからスポーツ指導者につきましては、250名の登録がございます。

次に、健康推進事業（のびのびクラブ）でございますが、現在、お子様たちは肥満傾向の方が多ということもありまして、この年度は人数を多くして実施をしたところでございますが、大変喜ばれている事業ではございますが、規模が十分でないということもございまして、今後、肥満が気になるお子様たちの対象者を広げながら実施をしていくということが要請されてございますし、それに本格的に取り組みたいと考えてございます。なお、栄養指導等についての要望も強い関係上、健康部との連携も深めてまいりたいと思っております。

次の民間事業者との連携でございます。これにつきましては、それぞれ民間事業者のノウハウを生かしながら、財団と関係者との間で役割分担をしながら、得意な分野で協力をしてこの事業を実施しようというものでございます。したがって、財団といたしましては、その役割をきちんと果たせば、参加者に喜んでいただけると同時に、この事業を実施するに当たっての投入コストも極めて低い、ほぼゼロに近いという状況から、すぐれたメニューをより利用しやすい価格で実施するという点で、財団に最もふさわしい事業かなというふうに

考えているところでございます。

次に、スポーツ振興事業でございます。大きなイベントとしましては、第3回のシティーハーフマラソンが実施されました。外周コース等を多くとることによって、参加者満足度も得られたり、あるいは国立競技場を利用するという事で、トラックを利用しまして、ひよこの部を設けるなど、いろいろな工夫をしたところ、前年度に比較して1,000名の増の参加者が得られました。今後も継続し、新宿区の一大会として定着させるべく、今年度におきましても準備をしているところでございます。なお、今年度につきましては、明年1月29日、日曜日に実施するというところでございます。

なお、東京都のマラソンの問題等との調整等新たな課題も出てまいりましたので、所轄警察署と綿密な連携をとりながら、今後とも安心してこの事業が継続できるような基盤整備を行っていききたいというふうに考えております。

次のコミュニティスポーツ大会でございますが、今年度まで続いておりました区民レクリエーション大会、35回の歴史のある事業でございますが、この地域実施、地域の参加という点で、地域事情が大きくこの間変化してきているという中で、同一種目等で実施することが困難だというふうな強い要望を地元から受けてまいりました。私どもとしましては、歴史ある事業でございますし、参加することによる喜びもあるということから、何とか存続ということで地元に入り説明をしてまいりましたが、なかなか合意を得られるところまでまいりませんでしたので、一時休止の扱いを決定いたしました。

一方、コミュニティスポーツ大会という形で、地区大会、中央大会、それぞれあるわけでございますが、この中央大会のある、地域を超えて一堂に会して交流できる場がここにありましたので、この行事の内容を充実することによって、区民レクリエーション大会に期待されていたものを取り込んでいきたいというふうに考えているところでございます。現在、生涯学習推進委員会、あるいは体育指導員協議会等との打ち合わせをする中で、いろいろな工夫の中で種目増を図りながら、子供からお年寄りまで集える場として立ち上げていきたいということで進めているところでございます。

次に、文化財・郷土資料調査研究事業でございます。これにつきましても、今年度力を入れて取り組んだところでございます。特に郷土資料のデータベース化につきまして、ほぼ作業が終わり、インターネット上で既に公開しているところでございます。

次の普及啓発事業の特別展・所蔵資料展につきましては、以下のとおりでございますが、特にこの中で「博物館友の会（メンバーズ倶楽部）」でございます。これにつきましては、

博物館への来館者を多く獲得したいということや、内容の活性化を図るということで取り組んでまいりましたところ、100名の予定に対して、年度末で211名の会員を獲得することができました。今後はこの会員の方たちの活躍の場を設けながら、有効に活用していきたいということとあわせて、博物館の活性化により一層強い取り組みをしてまいりたいというふうに考えてございます。

次の林芙美子記念館の解説ボランティアでございます。入門講座を実施し、27名の参加が得られましたが、その中から19名の方が、既にこの6月からボランティアとして参加をすることが決まっております。おおむね土曜日日曜日を中心として、1人のボランティアさんが2時間程度従事していただく内容でございます。2時間の従事謝礼としまして、500円の図書券を差し上げるという内容でございます。

次の施設管理運営事業でございます。これは明年からそのほとんどが指定管理者制度の導入に伴って、その管理代行の対象となる施設でございます。これらの施設につきましては、この記載以外のところについても、学校開放その他の施設開放をしておりますが、当該年度につきましては、利用者数でいいますと、延べで158万人程度がお使いになっている施設でございます。前年度に比較して若干の伸びを示しておりますが、今後ともより工夫をしながら、利用者が多く獲得できるような努力をしていく必要があるということで考えてございます。特に施設管理の部分につきましては、コズミックセンターにつきましては、今年度施設改修を行い、来年度の指定管理者導入に備えて、より来館者の方、利用者の方が満足いくような形での施設運営に努めてまいりたいと考えてございます。

なお、このまとめに書いていない部分につきまして、後のページの33ページを御覧いただきたいと思っております。33ページのうち主要なところとしましては、財団広報紙の発行でございます。財団広報紙につきましては、事業数が非常に多いものですから、どうしても活字が小さくなるということで、見づらいというふうな評価があったものでございます。15万7,000部を発行しているわけですが、よく読まれて便利だというふうな声も寄せられている一方、読みづらい等の指摘があったものでございます。今年度はそれらの指摘を受けまして、ページ数については50%増を確保し、より親しみ喜ばれるような広報紙へと、もう既に今年度から取り組みをしているところでございます。ホームページ等につきましても、まだまだ工夫が必要な状況でございますので、今後、皆さんに親しまれ利用しやすいものへとつくり変えてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、次のページでございます。

調査・研究事業ということに載っておりますが、これから説明をさせていただきますが、昨年10月に生涯学習財団のあり方検討会での報告書を作成いたしました。また、この報告書で指摘した内容につきまして、なお具体化を図るということで、経営計画等を定めてきたものでございます。これから財団ができるだけ自立をしながら、皆さんに喜んでいただける事業が展開できるように、今後とも取り組んでまいりたいと考えてございます。

それから、少し飛びますが、収支決算の部分で特徴点を御報告いたします。41ページをお開きいただきたいと思います。16年度の収支決算の総括表でございます。基本的には、前年度と比べまして、枠組みについては、さほど大きな変化はございません。ただ、特徴的なのは、これを見る限りで申しますと、収入支出は極めてバランスがとられておりまして、健全経営ということに会計処理上はなりません。

具体的な内容を見ますと、やはり区からの補助金であるとか、あるいは施設管理受託収入というふうなもので成り立っておりまして、支出にあつては、全体経費のうち自主事業に属する部分については、1.3%に満たないというのが実態でございます。施設管理費を除きましても、事業費ベースで見ましても、わずか13%強というところが自主事業の領域でございます。これらの状況を見ていく中で、私も課題だと思っておりますのは、本当の意味での収支のバランスの確保に向けて、どこまで取り組めるのかということ、計画の中にどう生かしていくのかということが大きな課題だというふうに認識しているところでございます。参考までに実際上の収入は、参加料収入、使用料収入や雑収入等を入れましても、全経費に対する収入率は17%強ということでございまして、残りは租税の投入によって賄われているということが実態となっているところでございます。

大雑把で大変申しわけありませんが、事業実績報告並びに収支決算につきましては、以上のとおり御報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、引き続きまして、ピンクの冊子がお手元に配付されているかと思います。これにつきましても、5月31日の承認をいただいたものでございます。これも御覧のように、大変ボリュームのあるものでございますし、また、ここにとり込んでおります経営改革計画につきましては、すべての事業ということではなくて、多く抱えている事業で、まとめられるものについてはできるだけまとめるような形で、このカード化をしてみたいので、逐一説明する状況にございませんので、この経過と特徴について御説明をさせていただきたいと思っております。

先ほどお話しいたしましたように、昨年10月に「財団のあり方検討報告書」を提出しま

した。この中で柱立てとしておりますのは、ローコストでいかにハイレベルなサービス提供ができるのか、利用者満足度を向上できるのかという1つの柱。もう1つは、今までの事業の実績、事業の実情を検証して、きちんと改善策を講じていく必要があるというふうな状況認識。それから、経営改善によって組織や財源をできるだけ財団の自立度の向上に向って考えていく必要があるということ。それから、これから事業を実施するのは、サービスの供給者ということではなくて、一緒に区民や団体と手を携えて、サービスの総量を拡大していくという手法によって、生涯学習社会に必要な事業に取り組むということ。それから、指定管理者制度の導入にあわせて、財団がその指定管理者の立場に立ち得る程度の経営改善を行っていくこと。これらの骨組みであり方をつくってまいりました。

これを受けまして、1つの柱は事業の見直しによる改善策ということでございます。ただ、財団が現在行っております事業は、区の方が企画立案し、予算措置をしたものを補助金を受けて実施するという立場であったり、あるいは、どちらかの所管課がつくった制度そのものを効率的に執行するという立場から受託しているもの等が、先ほど申しましたように98%強はそれらの事業で構成されております。したがって、一人生涯学習財団だけが、この事業をその目だけで見直すということが難しい事業が大変数多くございます。したがって、私どもは、第2次実施計画や教育委員会の方針等を踏まえた上で、最大限それを踏まえた上で、どこまで見直しをし、どこまで具体化できるかということで取り組みをしてまいりました。

これをつくるに当たりましては、職員一人一人、担当職員一人一人が自分の目で、新しい目で、きちんと現在担当している事業を見直して、きちんとその目的、目標や現況の認識、そこから浮かび出てくる課題の整理、これらを職員一人一人の目で点検をいたしました。そういう点で、なかなか完成度は十分なものとは言えないまでも、この職員一人一人が経営の見直しに参画をしたという点での成果は、大変大きなものがあったのではないかとこのように思いますし、今後仕事を進める中で、今回提出させていただきました計画を、内容の充実を図り、より磨きをかけたものになっていくのではないかなということを期待しているところでございます。

数が多いものですからあれですが、この中では、それぞれの事業を、目的にきちんと沿っているのか再認識をする。目標としている水準はどこなのか、現況はどんな状況になっていて、そこから導き出される主要な課題はどこなのか、課題に対して今後5年間の中で、その課題解決に向けてどういう取り組みを行うのか、できるだけ数値が使えるものについては数

値指標により行い、それ以外の部分については、そのプロセスを書かせていただいたというふうな体裁になってございます。

この経営改革にあわせて、理事会、評議委員会で承認いただきました中には、当委員会の方にも御報告をさせていただきましたが、人事給与制度あるいは組織改革の問題について御報告いたしました。このうち人事給与制度改革に伴う案件を2議案提出し、承認されました。その一つは職員の給与規定に関するもの、これは先日御説明いたしましたので、内容は割愛しますが、その件と、職員が納得して評価を受け入れられるようにということで、人事評価規定と、この2本につきましてあわせて御承認をいただきましたので、御報告をいたします。

大変大雑把で申しわけございませんが、以上のとおり報告とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

櫻井委員長 ありがとうございます。

それでは、報告1、2あわせて御質疑いただきたいと思います。御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

一つだけ伺ってもいいですか。区民レクリエーションの集いにかわるものは、コミュニティスポーツ大会ということによろしいですか。

生涯学習財団担当課長 かわるものといいますが、もともとコミュニティスポーツ大会はあった事業でございますけれども、地区大会と中央大会という形で組み立てられておりました。区民レクリエーション大会は、一度だけ一堂に会する場として設定されたものでございます。ただ内容が違いますので、例えばコミュニティスポーツ大会ですと、どちらかといえますと大人の競技という形で種目設定等がされてございました。区民レクリエーション大会は、年齢問わず参加できるような種目で組み立てておりましたので、この中にお子様向けの種目も取り入れながら、地区で競い合ったり楽しんでいただいたものを中央に持ち込んで、にぎわいのある形で実施できればなというふうに考えたところでございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

いかがですか。

内藤委員。

内藤委員 16年度収支決算の御説明の中で、自主的な収入とおっしゃったところが17%で、ほかは税金といいますが、区のお金で賄っているようにおっしゃいましたけれども、この

17%というのは、収支決算で見ると自主事業収入、補助事業収入に当たるのでしょうか。

櫻井委員長 お願いします。

生涯学習財団担当課長 説明が不十分で申しわけございません。

実は私が17%の内訳を申し上げましたのは、この表に出てきていない部分も含めました、この施設運営等事業にかかわるすべての収入をカウントしたと。例えば、施設の管理につきましては、財団が担当しておりますが、収入事務は行うものの収入は区の方の収入にカウントされているということがあります。例えばそれを申しますと、使用料収入ですと約2億2,500万ほどあったんですね。参加料収入というのが、私どもの自主事業であったり、補助事業であったり、受託事業であったりしたものから、参加者の御負担をいただいたものが2,800万円強ぐらいなんです。その他雑収入として380万ぐらいで、ここの収支決算には出てきていない数字を全部含めても、実際に入ってくる収入は2億5,700万円程度なんです。したがって、当期の支出合計は14億5,600万でございますので、これに対する割合というのは17.65%程度ということでございます。

ただ、たまたま財団の場合は管理受託収入という施設管理費、出るお金そのものをいただいているわけですが、これは収入のようにカウントするわけですが、実際は、出るお金を財団がお預かりして、財団の方が執行するために区からいただいたという形で収入に計上していると。ですから、企業会計のように収支がはっきりわからないという現在の財務の成り立ちだということでございます。これでは見えませんので、ここにあらわれない数字を全部取り込んでも、かかった経費と本当に入った経費を比較すると、17%強の収入、残りは租税の投入だということでお話しをさせていただきました。

内藤委員 わかりました。ただ、素人的に一言申し上げれば、施設管理をね、収入と運用費と、まさにそのとおり。それはまあ、しかし財団の仕事として機能しているわけで、本当にお金をもらっているという感じは、この補助金だと思うんですが、違いますか。

生涯学習財団担当課長 おっしゃるとおり、施設管理費はどなたがやってもかかる経費でございますので、本当にもらっているお金という意味でいいですと、補助金収入というふうに読むのが正しいということになります。

内藤委員 はい、わかりました。

櫻井委員長 よろしいですか。

木島委員。

木島委員 収支決算報告というと、確かに数字の上で収入がどうの支出がどうのこと

になるんですが、こういうものというのはやはり、一番前年度比というのは、多くはやはりその利用者ですとか、そういうような参加者の数だとか、そういうことの方が、やはりこういう事業の目的にかなうと思うんですよね。確かに自主的な収入がふえること、これは大いに結構だと思いますが、やはり利用者という点の問題が大きいと思うんです。ですから、ぜひ重点的にこういうことをもう少し力を入れたいとか、そういう形に、大いにこれからも力を入れていただきたいと思います。

例えば、小泉八雲さんの「怪談」という映画がひとつあるわけですけども、こういう映画を歴史博物館だけでやるということのほかに、例えばそれを各学校に持って回って見せると小泉八雲の紹介にもなると思うし、その結果、やはり博物館の方に来て小泉八雲の見学に来るとか。そういう形、効率的なPRの方法も、ひとつ大事なことはないかと思います。

生涯学習財団担当課長 全くそのとおりだと思っております、きょう細かく説明ができなくて大変申しわけございませんが、やはり多くの方に参加をしていただく、利用していただくということで、かかった経費も1人当たりになると少ない経費でみんなに行き渡るという形が、生涯学習という意味では大変重要なんだろうというふうに思っております。そういう努力はしてきてございまして、例えば博物館でも待ちの姿勢からやはり出て行こうということでやった結果、当該年度につきましては、2年ぶりに利用者が2万人ふえるというふうな実績も出てきておりますので、いろいろな点で工夫をしながら、皆さんに御利用していただけるような内容で、今後、運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

櫻井委員長 よろしいでしょうか。ぜひ期待したいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、財団担当課長、どうぞいらしてください。

それでは、報告3及び報告4について一括して説明を受け、質疑を行いたいと思います。

事務局からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、報告事項の3について御説明をいたします。

平成16年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況についてでございます。資料によって御報告いたしたいと思います。

これは、新宿区情報公開条例及び個人情報保護条例につきまして、制度の運用状況につきまして、6月末までに年1回公表するというものによるものでございます。

資料の方でございます。まず、情報公開制度の方でございますが、1枚目のこの制度の請求・申出状況です。左側に項目がございますが、請求権者からの公開請求、これは区民及び



利害関係者ということで、8件出ております。それで内訳といたしましては、区内在住者3件、区内事業者3件、区内在勤者はございませんが、在学者1名、利害関係人が1名でございます。公開の可否決定件数でございますが、全部公開につきましては3件、そのうちやっております。それから一部非公開で部分公開をしたものが3件で、全く非公開のものが2件ということでございます。これにつきまして、一番右端にございますように1件、不服申立てが出ております。

それから、その下の段でございます。請求権者以外、上以外についての者からの公開の申出がございました。これにつきましては2件ございまして、いずれも全部公開をしております。それで、全部公開の中身でございます。5件ございますが、その2番の方に書いております。契約簿、平成13年度から15年度分とか5件ございますが、これらについては、それぞれ公開をしているところでございます。

次のページにまいりまして、3番目の部分公開でございます。これにつきましては3件でしたが、主な請求公文書の名称ということで、3件ここに載せております。1件は「中学3年2学期末に、各学校から提出される成績一覧表が、区を經由して東京都に提出されるまでに生成される情報」ということで、これについては一部非公開というふうにしております。理由といたしまして、その と につきまして、理由と申しますか非開示部分について、この部分については非開示にしております。理由は異議申立てのところちょっと出てまいりますが、一番下の方にちょっと飛んで見ていただきます。5番目の決定内容のところでございますように、「成績一覧表の調査委員会調査結果の国私立の部の各校の5ないし1を与えた数・割合と総計と備考欄」というところについては、その決定内容の異議申立ての棄却の理由について、ここで同じ理由で非公開というふうにしております。2番目も同じような理由で非公開というふうにしたものでございます。

それから、3番の方に戻っていただきまして、その2つ目は、「小学校の校庭開放委員会の事業報告」ということで、これは指導員の個人名が出てまいりますので、その部分については非公開としたものでございます。

それから、「平成8年度から平成16年度までの中央図書館職員配置表」、これにつきましては、後で個人情報保護制度の中で、自己情報の開示請求もこの同じ方から出ているものがございます。ここは情報公開の制度を利用して請求をされたわけですけれども、これについては非公開部分については、 。それぞれ、 については不存在ということで、それそのものが廃棄されてないと。 については、個人情報にかかわるために非公開としております。

それから、4番目の非公開の状況、全部非公開としたものでございます。1点目は、「平成14、15年度のスポーツ用品の配送一覧」ということで、これ自体は当該の文書を作成しておりませんので、不存在ということで非公開ということなのです。

それから次は、「教育委員会に提出されました教科書に関する請願・陳情・要望書・申し入れ等に関する2001年9月1日から2005年3月4日までのもの」ということで、これについては非公開理由・根拠にございますように、この間、2001年9月1日から2005年3月4日までは、教育委員会に提出されていないということでございます。不存在ということで、非公開になっております。その1のうち審議したものについて、審議内容、結果がわかるものということでございますが、それは不存在のため審議もないということでございます。

それから、先ほどもちょっと見ていただきました異議申立てに対する決定状況、1件ございましたが、これが先ほどの「中学校2学期末の各学校から提出される成績一覧表が、区を経由して都に提出されるまでに生成される情報」ということで、異議申立ての主旨が2点ほど書いてあります。それに対して、異議申立てをそれぞれ1、2の理由で棄却しております。

次でございます。個人情報保護制度の方でございますが、まず1番目の業務登録、目的外利用、外部提供、それから電子計算組織結合の状況ということで、個人情報業務登録以外は実績がございませんでした。個人情報業務登録につきましては3件ございまして、その内訳につきましては2番目の個人情報業務登録届出のところにございますように、生涯学習振興課の方で16年度に立ち上げましたスクール・コーディネーター、それから子どもの居場所づくりボランティアの新規事業にかかわるものでございます。もう1件は中央図書館で、図書館情報システムのインターネット予約を始めましたので、これについての業務登録届出の実績でございます。

それから、3番目の自己情報の開示、訂正、削除、及び利用中止の請求状況の一覧でございます。自己情報の開示請求につきましては9件出ておりまして、決定につきましては、請求に応じられないもの1件、それそのものが、自己情報がないものが、不存在のものが8件。これに関しては1件、不服申立てが出ております。

それから、自己情報の訂正・削除につきましては1件、請求に応じられないということで決定しております。それから、自己情報の利用中止請求も1件出ておりまして、これについても、請求に応じられないというふうにしております。

開示請求の状況でございますが、1件請求に応じられないというふうにご回答のものにつきましては、「成績一覧表」の中の自己の部分ということで、先ほど情報公開の方でも出てま

いりましたが、その部分についての自己部分の開示請求がありました。これについては非開示の理由といたしまして、それそのものが氏名が記載されたものがないということで、それについては請求に応じられないという形で決定しております。

それから、それ以降4つ不存在による拒否が出ております。これは自己情報の開示ということで、それぞれ文書、件名が書かれておりますが、これについては非開示理由のところにございますように、保存期間経過で廃棄した、あるいは調査したけれども不存在ということで、いずれも不存在ということで拒否ということになっております。

これは教育政策課に出されておりますが、実はその次のページを御覧いただきたいと思えます。同一人から、最初に中央図書館の方に同じ内容で、自己情報の件名は全く同じで、同じものが4件出されております。これも非開示理由等は同じで、不存在による拒否ということになっております。

それから、5番目は自己情報の削除請求の状況ということで1件ございまして、これは先ほどの方からの開示請求ということで、「成績一覧表の自己の部分」で、これについては非開示と同じ理由でございまして、保管していないため削除すべき自己情報が不存在と。そのために削除請求については応じておりません。もう一つも同じでございます。これは、氏名の記載のない成績一覧表については、請求者を識別することができないということで、削除請求の対象となる自己情報に当たらないというふうにしております。

6番目の自己情報の利用中止請求の状況でございます。これは先ほどの方、一連の流れで出てきておりますが、請求に応じられないという決定をしております。自己情報の件名を4つ挙げられております。「中学校に対して成績一覧表の提出を依頼すること」、あるいは「作成させること」、「その中学校から成績一覧表を集めること」をやめると、中止をしてくれということですが、これについては目的外利用、外部提供の中止を内容とする請求でないためということで、応じられないというふうにしております。それから「区教委から都教委に成績一覧表を提出すること」をやめると。これについては、法令に定めがあるときに該当するために応じられないというふうにしております。

それから異議申立てが1件ございましたが、これは成績一覧表の自己の部分についてでございます。異議申立ての主旨につきましては、1から3までの理由を挙げられて処分の取消しを求められておりましたが、決定内容については棄却ということで、1から3までの理由で棄却をしております。

それから、最後は電子計算組織による個人情報の事務処理状況でございます。事務の種類

が6種類ございまして、主な活用例を載せております。

それから、参考資料としまして次の1枚、表裏ございますが、個人情報制度あるいは個人情報の業務登録、目的外利用等についてここでは説明をしております。その裏面では外部提供、それから電子計算組織の結合について解説をしております。

以上でございます。

教育指導課長 続いて、報告4について述べさせていただきます。

平成18年度使用中学校教科用図書採択にかかわる請願等の扱いについて御報告をいたします。

平成18年度使用中学校教科用図書採択にかかわり、区民等から多くの請願書が提出されることが予想されます。そこで、これらの請願に対して教育委員会として、文部科学省「平成18年度使用教科書の採択について(通知)」がございまして、あわせて、東京都教育委員会「平成18年度使用教科書の採択について(通知)」及び「平成18年度使用教科書の採択方針について(通知)」に基づき、下記のとおり扱うものとします。

教科書採択は、審議委員会、調査委員会及び学校調査により、採択権者の教育方針及び学習指導要領を踏まえ、教科用図書のより専門的な調査研究を行うものである。採択権者である新宿区教育委員会は、その調査研究、審議期間及び採択までの間において、外部からの不当な圧力や支配が行われぬように公正を確保し、適正に行われなくてはならない。そこで、次のとおり定めるものです。

採択期間中は静謐な採択環境を確保する。

調査研究、審議期間及び採択までの間は、採択の意思決定に関わるいかなる請願に対して、その希望等には一切回答しない。なお、請願等の窓口は、教育政策課管理係とする。

円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合や違法な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関との連携を図りながら、毅然とした対応をとる。

の状況が生じた場合は、東京都教育庁指導部へ速やかに報告する。

請願回答は、採択結果をもってこれに代える。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

では、報告3について御質疑のある方、お願いいたします。

情報公開についてですが、いかがでしょう。

内藤委員。

内藤委員 この公開請求に対する決定は、これで結構だと思います。ただこれで、ちょっと本筋と関係ないことで申しわけないんだけど、この請求者区分というのを見ますと、区内事業者、申出者、利害関係者、区内事業者、それから在学者というのがあったかな。在学者、在住者とさまざまなんですけど、これは本人がどう言っているかということによるんですか。それとも一種の区分の規定があるんでしょうか。例えば利害関係者とは、何を指すんですか。

櫻井委員長 教育政策課長、お願いします。

教育政策課長 これは、条例上の規定で、こういう区分で請求権者を定めているということでございます。それ以外の方は、ここに該当しない、条例上の請求権者ではないということで、任意に公開しているということです。

櫻井委員長 私もちっと不思議に思ったんです。利害関係者は区内在住者であることだっただけなんです。逆か、区内在住者が利害関係者であることもあるわけなんです。それを、どうして利害関係人だけ分けなくてはならないのかと、不思議に思っていたんですけども。

教育政策課長 基本的には、委員長がおっしゃるように区内在住者であれば問題ないわけですが、それ以外の方で、区内事業者、在勤者あるいは在学者に該当しないんだけど、その処分に対して利害の関係があるという方は、やはりいらっしゃりますので、ここでちょっと対応するという。これを規定したのでは不服申立てができなくなってしまいますので、そういう前の4つの区内在学者まで以外の利害が関係している方ということで、ちょっとあいまいな答えで申しわけありませんが、そういう制度ということでございます。

櫻井委員長 半分わかるんですけども。

内藤委員 区内事業者なんて断ってあるしね。

まあ、事柄の本質に関することではないから。ただ、ちょっと奇異な感じがしますね。

櫻井委員長 違和感がすごくあるような気がします。では、区外の人で利害関係じゃなければ申し立てはできないというようなことになるのかな。区外者はだめなんです。結局ね。

教育政策課長 区外であっても、その処分なり、さまざまな情報に関して直接関係がある方はいらっしゃると思います。ちょっと具体的な事例が今思いつかないので申しわけないのですが、そういう方については利害関係人ということでつくって、処分について非公開ということで決定がおりても、不服申立て等ができるというような扱いをしているということでご

ざいます。

櫻井委員長 何か本当に奇異な存在ですよ。

よろしいですか。

それと、いいですか一つ。非公開というのと、不存在だから非公開という、何て言ったらいいのかな、非公開というのと不存在というのはまた別なような気がするんですね。不存在というのは理由ですよ。それが、非公開というのと、何て言ったらわかっていただけるかな。「不存在」という項目が一つあってもいいような気がするんですよ。存在していても非公開であることはあるわけで、わかりますか。すみません。

教育政策課長 委員長がおっしゃる意味はよくわかるんですが、その部分を含めて「非公開」ということで整理をしておりますので、この辺は、制度上はそういうふうにくくればできないことはないと思うんですが、ただ、不存在も非公開の理由になるよという整理をしておりますので、御理解いただきたいと思います。

櫻井委員長 わかりました。すみません。

いかがでしょうか。

教育政策課長。

教育政策課長 情報公開条例の中で、こういう書き方をしております。10条の方にあるんですが、公開請求に対する決定等の中で、2項で「実施機関は、請求公文書の全部を公開しないとき(前条の規定) 前条の規定というのは公文書の存否に関する情報というのがございますが、その規定により公開請求を拒否するとき及び請求文書を保有していないときを含む」ということで、これが「不存在」ということですが、こういう規定の仕方をしておりますので、「非公開」というくくりの中で整理をしたと。

櫻井委員長 いかがでしょうか。よろしいですか。

内藤委員 自己情報の開示請求に対しては、「不存在」という決定があるんですね。「請求に応じます」、「一部応じます」、「請求に応じられません」、それから「不存在」。

櫻井委員長 はい、そうですね。それで「非公開」と一括されてしまう。

内藤委員 そうですね。「請求に応じられません」というのが、いわゆる「非公開」。それともちょっと違うんですかね。

櫻井委員長 条例で決まっていればしょうがないですね。

内藤委員 まあ報告自体は、別によろしいかと。

櫻井委員長 細かいことでした。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、御質問がなければ本日の日程で、報告5、その他となっておりますが、何かございますか。　ごめんなさい、4についてでした。すみません。

報告4、大変なことでした。いかがでしょう。教科用図書採択にかかわる請願等の扱いについてですが。

何かございませんか。「静謐な採択環境確保」です。辞書を引いてしまいました。何かありませんか。

木島委員　これは、当然その理由どおりで決定するわけですから、よろしいかと思いますが。

櫻井委員長　ということは、これだけ請願の可能性があるとということを前提でございますね。わかりました。よろしいですね。

それでは、ほかには質問がございませんでしたら、その他というのはございますでしょうか。

教育政策課長。

教育政策課長　特にございません。

櫻井委員長　それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉　　会

櫻井委員長　本日の教育委員会は以上で閉会といたします。御苦労さまでした。

午後　3時07分閉会